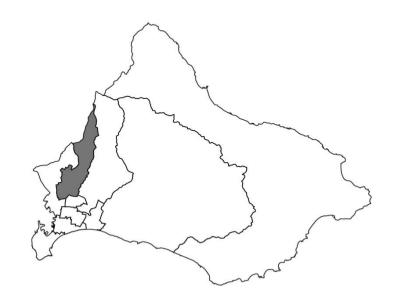
# 高齢者あんしん相談窓口 函館市地域包括支援センター 亀田

# 平成28年度活動計画

北東部第2圏域



# — 目 次 —

1. 圏域の特徴と課題		p.1
2. 現状分析と活動計画		
<介護予防事業>		
1. 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業		p.2
<包括的支援事業>		
1. 総合相談支援業務	•••	p.3~p.4
2. 権利擁護業務	• • • •	p.5~p.6
3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	•••	p.7
4. 介護予防ケアマネジメント業務	•••	p.8
5. 地域ケア会議推進事業	• • • •	p.9
<任意事業>		
1. 家族介護支援事業		p.10
2. 住宅改修支援事業		p.11

H283末

# 域の特徴と課題

(人)

#### 1. 人口の推移と年齢構成

	H24.3	H25.3	H26.3	H27.3	H28.3	割合(%)	全市(%)
年少人口	2,735	4,641	4,500	4,380	4,327	11.9%	10.3%
生産年齢人口	23,650	23,464	23,103	22,563	22,290	61.4%	57.3%
高齢人口	8,153	8,530	8,921	9,347	9,658	26.6%	32.5%
(再掲)65~74歳	4,397	4,618	4,841	5,099	5,220	14.4%	16.4%
(再掲)75歳以上	3,756	3,912	4,080	4,248	4,438	12.2%	16.1%

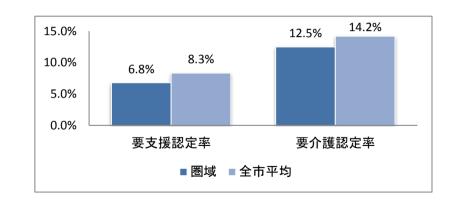
#### 2. 世帯構成

	世帯数(件)	割合(%)	全市(%)
高齢者単身世帯	3,233	17.3%	22.6%
高齢者複数世帯	2,072	11.1%	12.1%
その他	13,359	71.6%	65.3%

#### 3. 要支援認定の状況

ш	2	O	.3	=	Н
п	Z	О	.ა	7	`

	H27.3	H28.3	全市
要支援認定者(人)	698	655	7,219
要支援認定率(%)	7.5%	6.8%	8.3%
給付実績(人)			
給付率(%)			



H28.3末

#### 4. 介護保険サービス事業所数

H28 3 🛨

	1120.07
居宅介護支援事業所	12
小規模多機能型居宅介護	1

#### 5. 圏域の課題

高齢化率(26.6%)、前期高齢者の割合(14.4%)ともに全市と比較すると低い値である。町別にみ ると美原3丁目、4丁目は全市より高い高齢化率であるのに対し、石川町は16.7%と低い水準である 等、地区によって特性が明確化している圏域である。高齢化率が低くとも若い世代の町会離れや 近隣との関わりの希薄化等が課題となっている。

地域の老人クラブやサークル活動等は盛んであり、また、介護サービス事業所や学校、商業施 設(食品スーパー)等も多い。既存の社会資源として捉え、相互・多世代の交流や活動の活性化・ 持続化を図る必要性が高く、日常生活支援総合事業の将来的な受け皿となる可能性もある。

# 介護予防事業

1. 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

【根拠法令】旧介護保険法115条の45第1項第1号

【 目 的 】健康づくりに関する活動の体験や知識の普及を通して、地域の高齢者の介護予防に対する意識を高めることにより、自立した生活の継続と 社会参加の促進を図ることを目的とする。
「重占事項」健康づくり教室が終了しても、地域の高齢者が介護予防に関する活動を継続できるよう支援する。

事業内容	<ul><li>置が終了しても、地域の高齢者が介護予防に</li><li>現状分析</li></ul>		平成28年度 活動計画	
<b>事</b> 未內谷	(課題とその背景)	目 標	具体策	評価指標
	<課題> ・圏域内に自主化している教室が2ヶ所のみとなっており、徒歩圏内に教室がない地区がある・前期高齢者が多く、早くから介護予防や健康増進、運動習慣等の意識を啓発することが重要であると思われる	①美原商店街振興会 館教室を自主化する	・2年目教室として支援を継続し、リーダー、協力者に企画・進行・参集等のノウハウを指導し、H29年度からの自主化を目指す(20回) ・アンケート実施等により健康に対する意識を評価するとともに自主化した後も講話や専門職の派遣指導等を通して、継続して意識調査を実施する	・開催回数(新規・継続) ・自主グループ支援 回数 ・参加者数(実・延) ・参加者の行動変容 ・継続活動の状況
健康づくり教室 (新規・継続・自主)	<背景> ・美原4丁目は前期高齢者の割合が 18.9%と高い水準である ・要支援者の6割が筋・骨疾患を保有し ている	②美原(4丁目周辺)に 新規の教室を開催 する ③自主化教室の現状 を把握する	<ul> <li>・住宅都市公社、民生委員等に働きかけ、ニーズを調査し、主に前期高齢者を対象とした新規教室の開催を目指す(年12回)</li> <li>・圏域内で自主化している教室を訪問し、実施状況を把握するとともに支援の必要性を判断する</li> <li>・必要に応じて健康増進についての講話や専門職を派遣する等、健康に対する意識の向上を図る</li> </ul>	・新規教室の開催有無 ・自主グループ活動把握 回数
住民への 介護予防に関する 広報・啓発活動	<課題> 要介護原因疾患の発症を高める疾患 (高血圧、脂質異常、糖尿病)の保有者 が多いため生活習慣の改善が必要で ある <背景> 赤川町・赤川1丁目、美原4丁目、美原 5丁目に前期高齢者層が多い	前期高齢者層が多い 地区に主眼を置き、介 護予防・生活習慣病等 の知識を高める	・介護予防や健康維持に関する広報紙やパンフレットを配布する(赤川UR団地、美原市営住宅を中心に各町会や圏域内医療機関、亀田支所、美原老人福祉センター等)(年2回)     ・町会活動や老人クラブ、商工会等を訪問し、ニーズや開催意向等を把握し、前期高齢者を対象とした介護予防や健康増進に関する出前講座等を開催する(年1回)	・広報紙・パンフレットの 配布回数と対象者 ・出前講座, 講師派遣回数 と対象者

1. 総合相談支援業務

【根拠法令】介護保険法115条の45第2項第1号

【 目 的 】地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう,どのような支援が必要かを把握し, 地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関または制度の利用につなげるなどの支援を行うことを目的とする。

【重点事項】支援が必要な高齢者を早期発見し、適切な支援を行うために、気になる高齢者に気付く視点や地域包括支援センターの役割について

普及啓発を行い、地域包括支援ネットワークの構築を強化する。

事業内容	「けい,地域包括支援ネットワークの構築を強化 現状分析		平成28年度 活動計画	
争未内谷	(課題とその背景)	事業目標	具体策	評価指標
地域包括支援ネットワーク構築	<課題> 地域包括支援センターの役割は周知されているが、新設センターのため、関係性やネットワークを新たに構築する必要がある  <背景> H28年度新規開設の地域包括支援センターである	新包括支援センターを 周知し、地域活動を行っ ている団体や住民と顔 を繋ぐことで、円滑な相 談経路を確立し、支援 が必要な高齢者等の 早期発見に努める	・ふれあい昼食会に参加・開催協力し、在宅福祉委員との関係性づくりに努める(赤川町6回、石川町6回)     ・サロン開催に参画し、町会役員との馴染みの関係を構築する(石川町:6回)     ・民児協定例会等へ参加し、センターの周知やネットワーク作りを行う(18方面、20方面、22方面)     ・定例会等と抱き合わせで地域課題検討型の地域ケア会議を開催することで、より多くの地域住民や民生委員等から情報収集を行い、現状課題や今後の方向性を共有するとともに、顔の見える関係づくりに努める(昭和1~4丁目)	・ネットワーク構築数 ・ネットワーク構築機関 の内訳
実態把握	<課題> 前包括Cからの引き継ぎにより相当 数の高齢者等のデータ化はできている が、シームレスな支援を行うためにも、 更なる把握件数増が必要である <背景> H28年度新規開設の地域包括支援 センターである	<計画数値> ・利用者基本情報作成数 【1,057件】 (予:360件、地:697件) 関係機関からの情報 提供依頼等に対応できるよう要援護高齢者の 把握件数を増やす	<ul> <li>・総合相談の受付からアウトリーチにより、生活状況や世帯状況、健康状態等について実態を把握し、データ化する</li> <li>・見守りネットワーク事業による対象者の実態把握を行う(昭和1~4丁目)</li> </ul>	<ul> <li>・利用者基本情報作成数と計画数値に対する達成率</li> <li>・利用者基本情報作成の内訳と地域支援事業分の計画数値に対する達成率</li> <li>・実態把握率</li> </ul>

#### 1. 総合相談支援業務

事業内容	現状分析		平成28年度 活動計画	
争未内谷	(課題とその背景)	事業目標	具体策	評価指標
総合相談	<課題>総合相談や制度・社会資源についての専門知識や情報を習得し、センター職員のスキル底上げが必要である  <背景> H28年度新規開設の地域包括支援センターである	多岐に渡る相談等に 対してワンストップ且つ 迅速に対応する	・相談を受け付けた際は可能な限りアウトリーチを行い、相談内容以外の問題や課題にも着眼し、解決・達成に向けて支援する ・相談受付(営業時間はセンター待機者を配置、夜間は輪番による受付担当制)の体制を敷くことで24時間、365日の相談に対応する ・地域包括支援ネットワークを活用し、適切な専門機関・制度につなぐとともに継続的な支援を行う ・必要時は地域ケア会議の開催に繋げ、相談に対して関係機関や地域と協働で解決できるよう支援する ・受け付けた相談をデータ化し、地域特性や課題を抽出する・OJT指導等による職員指導を実施する ・勉強会・研修会・事例検討等による職員のスキルアップを図る(月2回)	・相談対応件数(実・延) ・相談形態内訳 ・相談者の続柄内訳 ・相談内容内訳 ・センター内研修の開催 回数と内訳
保健福祉サービス等の利用調整	<課題> 町毎にサービス利用ニーズの多寡があり、重点を置いて支援する必要な地域があると思われる <背景> 前年実績では高齢者単身・高齢者のみ世帯が多い美原3~5丁目・昭和2~ 4丁目の利用件数が多い傾向にある	①サービス利用希望や 相談があった際には 制度説明や利用調整を 迅速に支援する ②民間サービス等の情 報提供によりニーズに 沿った利用が可能とな るよう支援する	・下記の広報を行い、制度について周知する     ・利用相談を受け付けた際には生活・世帯状況を把握するともに、迅速且つ丁寧に説明し、利用調整を行う     ・民間サービス等の情報を把握し、共有できるようセンター内で勉強会等を開催する(同上)	・利用調整件数・モニタリング実施数(率)
住民に対する 広報・啓発活動	<課題> 新設センターのため、総合相談機関としての広報・周知が急務である <背景> H28年度新規開設の地域包括支援センターである	当センターの認知度を上げ、顔の見える・気軽に相談できるセンターを周知する	・包括支援センターの役割と相談する視点等についての普及・周知を目的として広報紙を発行する(関係機関への訪問、団体会合等への出席、町会への依頼、戸別訪問等の手段による)(圏域全体)(年2回) ・既存のサークルや団体、町会や関係機関に出向き、顔を繋ぐとともに以下に主眼を置いて出前講座や講師派遣を行う 1、包括支援センターの役割(全域)(複数回) 2、介護保険制度や施設の種類と特性等(家族会や調剤薬局等)(年1回) 3、認知症サポーター養成講座(圏域内の学校関係者(生産年齢層を対象)や年少層)(年2回) 4、在宅高齢者等サービス(赤川町、赤川1丁目、亀田中野町等が対象予定)(年1回)	<ul><li>・広報紙発行回数</li><li>・出前講座や講師派遣の回数と対象者</li></ul>

#### 2. 権利擁護業務

【根拠法令】介護保険法115条の45第2項第2号

【 目 的 】地域の住民や民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つ からないなどの困難な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な 視点からの支援を行うことを目的とする。

事業内容	現状分析		平成28年度 活動計画	
争未内谷	(課題とその背景)	事業目標	具体策	評価指標
重利擁護相談 高齢者虐待・困難事例 への対応, 成年後見制度 ○利用促進・消費者被害 ○防止に関する対応)	<課題> 独居高齢者や高齢者のみ世帯の増加に伴い、問題の重層化や権利を阻害されているケースが少なくないと思われる  <背景> 一軒家や家族同居世帯も多く、他圏域と比較すると対応件数としては少ないと思われる	対象者が現に抱える問題・課題を把握・分析し、優先的に対応する事案に対してチームでアプローチしていく	<ul> <li>・函館市高齢者虐待対応マニュアルに沿って対応し、早期対応と支援終結を目指して支援する。また、養護者に対しても継続的に支援していく</li> <li>・関係者や専門機関と連携を図りながら、協働して対応し、困難な事象が解消できるよう支援する</li> <li>・成年後見制度や日常生活自立支援事業等の活用を視野に入れながら、継続して対象者の権利を擁護できるよう支援していく</li> <li>・センター全職員の対応とし、状況によってはチーム(必ず社福士を含む)による支援を行う体制とする。センター内での情報共有・検討を常時、行うとともに終結後はケース対応の振り返りを行う</li> </ul>	○権利擁護相談対応状況 ・対応件数 ・対応事案内訳 ・相談・通報者内訳 ○高齢者虐待対応状況 ・通報件数 ・通報者内訳 ・虐待対応件数 ・虐待対応件数 ・虐待対応件数(実・延) ・終結件数(率)
高齢者虐待対応における 医療機関との ネットワーク構築	〈課題〉 専門職配置のある医療機関や介護 事業所からの相談件数が少ないと思われる 〈背景〉 高齢者虐待等への意識が薄く、提供 する医療や介護サービスのみへの支援 中心となる現状があり、生活アセスメントの視点が周知されていないのではないか	地域の医療機関から虐待疑いや違和感程度の段階で相談・ 通報を受けることができる	<ul> <li>・高齢者虐待対応に関する広報紙・パンフレット、相談シート等を配布する(圏域内の医療機関・診療所、居宅介護支援事業所、介護サービス事業所)(年1回)</li> <li>・個別ケースの相談受付から対応に繋がったケース等に於いて、ケース会議等を開催し、情報を共有する</li> <li>・ケース対応の結果をフィードバックすることにより相談した成果を感じてもらえるような環境を整備し連携を強化する</li> </ul>	・個別ケース連携数 ・ネットワーク構築数 ・ネットワーク構築機関 ・高齢者虐待通報者内訳

#### 2. 権利擁護業務

市業中央	現状分析	平成28年度 活動計画			
事業内容	(課題とその背景)	事業目標	具体策	評価指標	
権利擁護業務に関する ネットワーク構築	<課題> 新設センターのため、新たに関係性やネットワークを構築する必要がある <背景> H28年度新規開設の地域包括支援 センターである	専門機関、医療機関 や介護サービス事業所 等から初期段階での相 談や通報を受けることが できる	<ul> <li>・成年後見制度や消費者被害等に関する研修会や事例検討会に参加し、知識を習得するとともにネットワークの構築を図る</li> <li>・高齢者虐待対応に関す研修会や事例検討会に参加し、知識を向上するとともにネットワークの構築を図る(消費者センター、成年後見センター、法テラス、関係機関・団体等)</li> <li>・実際に対応したケースを元に事例検討会を開催し関係機関職員のスキルアップを図るとともに顔の見える関係を築く(年1回)</li> </ul>	○権利擁護業務 ・成年後見制度や消費者 被害に関する研修会か事例検討会への参加,開催回数 ・困難事例に関する研修 会や事例検討会の開催 回数 ○高齢者虐待 ・研修会や事例検討会の開催の開催回数と参加機関数 (実・延)	
センター内 スキルアップ対策	<課題> 権利擁護業務に関する専門知識や情報を習得し、センター職員のスキル底上げが必要である。 <背景> H28年度新規開設の地域包括支援センターである	3職種が共同しながら センター職員1人1人の 知識や理解度の向上を 目指す	<ul> <li>・センター内において、成年後見制度、日常生活自立支援事業、各種専門機関の情報等について研修会を開催し、情報の共有を図る(年3回)</li> <li>・センター内において、実際に対応または終結したケースの情報共有を行い、終結後のケースと対応の振り返りを必ず実施する(支援発生毎)</li> <li>・高齢者虐待対応に関する研修会に参加し、センター内伝達会を開催する(適宜)</li> </ul>	・センター内における 研修会,事例検討会の 開催回数と参加人数 ・センター外における 研修会,事例検討会の 参加回数と参加人数	
住民等に対する 広報・啓発活動	<課題> 高齢者虐待や消費者被害等について より多くの地域住民に周知することで、 早期通報や未然予防の意識を得てもら う必要がある <背景> 高齢者虐待や消費者被害等の知識の みならず、その相談機関を知らない住民 が、未だに多くいると思われる	高齢者虐待や消費者 被害とともに、活用でき る制度について幅広く 住民に広報する	・高齢者虐待に関する広報紙・パンフレット等の配布(年1回) ・成年後見制度や消費者被害等に関する広報紙・パンフレット等の配布(年1回) ・消費者被害の未然予防を目的として電話や玄関内に掲示できる資料を作成・配布(ふれあい昼食会や民児協定例会・会合等で周知・配布依頼) ・高齢者虐待・消費者被害・成年後見制度(センター)等に関する出前講座(講師派遣)を開催する(認知症疾患医療センターや法テラス等と共催を目指す)(年1回)	〇高齢者虐待 ・広報紙、パンフレット配布回数 ・出前講座の開催や講師派遣による周知回数と対象 〇成年後見制度・消費者被害 ・広報紙、パンフレット配布回数 ・出前講座の開催や講師がまによる周知回数と対象	

3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

【根拠法令】介護保険法115条の45第2項第3号

【 目 的 】高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関との連携、在宅と施設の連携など、 地域において、多職種相互の協働等により連携することにより、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを 実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援を行うことを目的とする。

事業内容	現状分析		<u> </u>	
争未内谷	(課題とその背景)	事業目標	具体策	評価指標
包括的・継続的 ケアマネジメント体制 の構築	<課題> 新設センターのため、新たに関係性や ネットワーク体制を整備する必要がある <背景> 医療機関(総合病院6、診療所28)や 介護サービス事業(在宅系54、施設系 13、居宅介護支援12)等の社会資源が 豊富な圏域である	<計画数値>・ケアプラン指導研修【3回】 ①圏域内の介護支援専門員の相談援助に関するスキルアップを図る ②圏域内の介護支援専門員が医療関係者、介護サービス事業者等とのネットワークを表する。	・これまでの主任CM部会のCM支援状況により、 家族支援や相談援助の基礎知識習得を目指し 合同研修を開催する 1、バイスティックの7原則(8月頃) 2、家族支援について(11月頃) ・圏域内介護サービス事業者と医療関係従事者、 障害サービス従事者等を対象とした事例検討会 を開催する(主任介護支援専門員と連携して) (年1回)	・ケアプラン指導研修開催 回数 (多職種,主任CM連携) ・参加数(率)
介護支援専門員に 対する個別支援	<課題> 新設センターのため、新たに顔の見える関係性や相談しやすい環境を整備することが重要である  <背景> 既に介護支援専門員の退職や新任の配属等を把握しており、経験の浅い介護支援専門員へのフォローが継続的に必要な環境下にある	構築することができる  ①介護支援専門員が相談しやすい関係を築く  ②介護支援専門員が困難と感じている問題をともに解決し、その過程の中でスキルアップを図る	・居宅介護支援事業所の介護支援専門員を対象として懇親会を開催し、包括支援センターの実務や在宅高齢者等サービスについて再度、周知する(年1回) ・介護予防支援事業の委託等を通して、積極的に事業所等を訪問し、顔なじみの関係を築く ・上記、懇親会等で包括支援センターの役割等を周知することで相談の間口を広げ、相談しやすい環境を作りながらながら個別支援を実施していく ・ケース対応について現状把握を行い、介護支援専門員のスキル等によって支援の内容・方法等を確認・共有しながら対応することにより、支援の終結を目指すとともに包括支援センターへの相談の成果を感じられるよう支援する。個別支援のみならず、その事業所全体が共有できるよう、管理者等とも振り返りを行う	・懇親会開催回数 ・参加数(率) ・個別支援数 ・終護支援事門員に対する ・介護支援について統計を作成 ・圏域内居宅介護支援事業域内居宅介護支援事業所の体制把握状況

4. 介護予防ケアマネジメント業務

【根拠法令】旧介護保険法115条の45第1項第2号

【 目 的 】二次予防事業対象者が要介護状態になることを予防するため、その心身の状況等に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業 その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう支援を行うことを目的とする。

事業内容	現状分析		平成28年度 活動計画	
	(課題とその背景)	事業目標	具体策	評価指標
	<課題> 少ないであろうが、対象者がいた際は ニーズや意向を確認し、事業につなげる 必要性がある	対象者に必要な計画 作成とその評価を行い、 要介護状態となることを 予防する	・事業利用の計画(情報共有シートと介護予防プラン)作成を行う。また、終了時には評価を行い、 継続して関わりが必要な際には適切な事業や制度につなげる支援を行う	対象者への計画作成・ 評価の実施、評価後の 支援を行ったかで評価
			・訪問型二次予防事業対象者であっても、事業終了後、介護予防教室や健康づくり教室等の情報提供を行い、生活の自立を目指した資源につなげる	
介護予防 ケアマネジメント	≪日常生活支援総合事業に向けて≫ <背景> 前期高齢者の割合が高く、支える側の 担い手となる可能性のある方が多い圏 域であると想定される	既存の教室やサーク ル等の現状把握と支援 が必要な方の受け入れ 体制について把握する	<ul> <li>・自主化している、または自主化を目指している健康づくり教室のリーダーや支援者等と会議を開催し、移動手段や参加の中で支援が必要な対象者の受け入れの可能性について協議する</li> <li>・既存のサークルやサロン、団体等とのネットワーク</li> </ul>	
			構築により支援が必要な対象者の受け入れの可 能性について情報収集する	

5. 地域ケア会議推進事業

【根拠法令】介護保険法115条の48

【 目 的 】高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を 目的とする。

【重点事項】圏域内の地域課題を明らかにし、把握された地域課題の解決策の検討を行うとともに、全市的な取り組みが必要な課題については

「函館市地域ケア全体会議」において、新たな仕組みづくりや政策形成へつなげる。

事業内容	プア全体会議」において、新たな仕組みつくり 現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
尹未內台		事業目標	具体策	評価指標
個別ケースの検討を 行う地域ケア会議	<課題> 地域とのネットワークや関係性ができておらず、地域ケア会議を開催する毎に一から関係性を築く必要がある <背景> H28年度新規開設の地域包括支援 センターである	<計画数値> ・開催回数 【 7 回】  個別ケースの支援内容の検討を行うとともに関係者、専門職、地域住民とのネットワークを構築する	《適宜、必要性に応じて開催を企画・運営する》 ・個別ケースの支援者や課題を把握している近隣 はいるが、支援者が困難と感じているケース ・支援やサービス利用が必要と想定されるが、関 係機関や見守り支援に繋がっていないケース ・多重課題を抱えているケース ・認知症や精神疾患により生活が危機的な状況 にあるケース ※上記のケア会議を重ね、地域の取り組みや課題 を検討するケア会議へつなげる	・開催回数と開催達成率 ・参集者
地域課題の検討を 行う地域ケア会議	<課題> 地域の取り組みや活動、資源等を把握 しきれていない <背景> H28年度新規開設の地域包括支援 センターである	<計画数値> ・開催回数 【 3 回】 町会や民生委員等と のネットワークを構築し ながら地域資源を把握 するとともに解決すべき 地域課題を明らかにする	<ul> <li>≪地域性や既存の支援体制等を考慮した開催を 企画・運営する≫</li> <li>・民児協定例会等への参加により地域ケア会議等 への参加理解が得られるよう顔つなぎを行う</li> <li>・地域とのネットワーク作りに主眼を置きながら、社 会資源の共有や課題の抽出を行い、参加者がケ</li> </ul>	・開催数と開催達成率 ・参集者
住民に対する 広報・啓発活動	<課題> 地域課題についての検討等の必要性 について地域毎に理解や意欲に差がある <背景> 地区単位でみると地域ケア会議未開催 の地区もある	開催頻度の少ない、 または未開催の地区等 を中心として理解を深め てもらう	<ul> <li>・地域ケア会議の開催目的とその趣旨等に関する 広報紙・パンフレットを配布する(主に赤川地区)</li> <li>・広報の際は地域にとって有用な情報提供を併せて 行う等、工夫してアプローチする</li> </ul>	・広報紙・パンフレット配布 回数と対象

# 任意事業

#### 1. 家族介護支援事業

【根拠法令】介護保険法115条の45第3項第2号 【 目 的 】要介護高齢者を介護する者やそれを支える地域住民に対し、適切な介護知識や技術の指導・助言、介護者同士の交流等を行い、

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	評価指標
家族介護教室	<課題> 団塊世代や団塊世代ジュニアが多い地域でもあるため、近い将来に備えて介護等に関する知識の習得が必要である <背景> 高齢化率は低い圏域ではあるが、近い将来、家族介護に直面する団塊世代ジュニアが多い圏域とも言える	<計画数値> ・開催回数 【 2 回】 ①生産年齢層に焦点を あてが、実際では、介際では、介護の について周知する ②現に認知症高齢者を 介護している方にといて をあた、介等について周 知症となる方にといるが 知症のである。	・主に団塊世代ジュニアを対象として、介護保険制度や介護の実際、施設や高齢者住宅、ダブルケアや住民協力、タクティールケア、メンタルケア等、ニーズに合わせた講話を企画・開催する(北美原、石川、昭和等の高齢化率が低い地区を想定) ・主に認知症高齢者を介護している方を対象として介護保険制度や認知症ケア等についての教室を企画・開催する(認知症疾患医療センターとの連携等を想定)(年1回)	•開催回数 •参加者数
住民に対する 広報・啓発活動	<課題> 同上 <背景>	介護知識等に関して幅広く住民に周知する	介護知識や介護技術、レスパイト等に関して広報 紙やパンフレット等の配布(年1回)	・広報紙・パンフレット配布回数と対象

# 任意事業

#### 2. 住宅改修支援事業

【根拠法令】介護保険法115条の45第3項第3号

【 目 的 】高齢者向けに居宅等の改良を行おうとうする者に対して、住宅改修に関する相談、助言等を行い、高齢者の在宅生活を支援する

ことを目的とする。

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
尹未內谷		事業目標	具体策	評価指標
住宅改修支援	<課題> 住宅の環境整備等により在宅生活の 寿命が延びると考えるが、制度を知らない方も散見される 〈背景〉 持家率が高く、昭和時代にニュータウン化した地域も多く、バリアが多い自宅 が多いと想定される	支援が必要なケース が、円滑かつ適切にサー ビスを受けることができる	<ul> <li>・実態把握等により家屋状況を把握し、必要な支援や調整を迅速かつ適切に行う</li> <li>・医療機関からの退院ケースは理学療法士等に協力を要請し、より専門的な知見から支援できるよう調整する(セラピストによる家屋調査時に立会を要請)</li> <li>・進行性難病やADL等に著しい問題を抱えるケース等は理学療法士等と連携を図り、先見の明を持って対応することで、長く在宅生活が可能となるよう支援する</li> <li>・センター内で研修等を企画し、住宅改修支援についてのスキルアップを図る</li> </ul>	
住民に対する 広報・啓発活動	<課題> 上記により制度を幅広く周知する必要 がある <背景> 同上	より多くの方に介護 保険や住宅改修等に ついて周知し、活用す ることができる	・住宅改修や福祉用具の購入・貸与等に関しての 広報紙やパンフレットを配布する(年1回) ・福祉用具等の役割や効果の周知を目的に福祉用 具業者との共催による出前講座を開催する(年1 回)	・広報紙・パンフレット配布 回数と対象